

会 議 名	令和6年度 坂出市空家等対策協議会
開催日時	令和7年3月28日（金） 午後1時30分～
開催場所	坂出市本庁舎3階 中会議室2
出席者	会 長 有福哲二 委 員 大石康夫、藤本和弘、津山哲郎、坂入 誠、池田幸代、 三谷朋幹、豊嶋泰行
傍聴者	なし

会議録（概要）

1. 開会

会長挨拶

2. 議事

（1）協議会の運営について

●事務局

（資料1、資料2により事務局説明）

（2）坂出市空家等対策計画の取組状況について

●事務局

（資料3、資料4により事務局説明）

●委員

現在、市に相談があった際に香川県宅建協会の方を案内頂いており、4月からは市と一緒に空き家無料相談会を行います。香川県宅建協会を通じて空き家等の問い合わせがあったり、市からは空き家無料相談会の連絡があったりと、窓口が多岐に渡ってきているため、今後、窓口を一本化できないか。また検討していただけないか。

●事務局

新年度、無料相談会を始めてみるので、進めながらやり方や窓口の一本化についても検討してまいります。

●会長

空き家は様々な相談があると思います。税、相続、さらに移住の話など、そうい

ったところをある程度網羅できるような仕組みを作っていないといけない。本市はかなり空き家対策に力を入れており、そういった課題を整理しながら、今回、無料相談会をやることになりましたから、そこで出てくる意見なんかも集約、整理しながら進めていきたいと思っています。

●委員

相続財産清算人選任申立を1件行ったということだが、通常は債権者が債権回収を目的として、ある程度回収見込みがあるときに申し立てるケースが多いと思います。自治体が申し立てるケースというのはそうあるとは思っていないのですが、予納金を準備するとか、取り壊すのに費用を改修する見込みがあるとか、どういったことを検討したのか、お伺いしたい。

●事務局

近隣の方より相談があり、所有者等を調査したところ所有者は死亡、相続人も不存在であることが判明。土地や建物の登記簿から抵当権が設定されていることが分かりましたので、一番大きな債権を有する銀行に相談したところ団体信用生命保険により抵当権は解消済みとなっておりました。また、所有者はアパートを所有しており引き続き家賃収入があることなどが分かり、顧問弁護士に相談したところ、それだけ財産があるなら申立てに必要な予納金もかなり低く抑えられるだろう、市の固定資産税額も大きいことから、早めに相続財産清算人選任申立をした方が結果的によいのではないかということで、一番の利害関係人であった坂出市が相続財産清算人選任の申立てを行ったところでございます。

●委員（坂入）

今回はすごく条件に恵まれたケースだったということですね。

●事務局

はい、そうです。

(3) 緊急安全措置実施の報告について

●会長

以降の議事内容について、空家所有者等の個人情報が含まれることから、坂出市空家等対策の推進に関する規則第15条の規定に基づき、会議を非公開としてよろしいか。

●委員

全員異議なし
(以降、非公開)

●事務局

(資料5について事務局説明)

(4) その他

●事務局

坂出市の空家等対策計画は令和7年度までの計画となっております。令和7年度以降新たに坂出市空家等対策計画を作ってまいりますので、計画策定にあたりましては協議会でのご意見・ご協力の程よろしくお願いいたします。

別添のチラシにて無料相談会のチラシをお配りしております。この無料相談会の施策については、令和5年9月～10月にかけて実施した空き家所有者へのアンケートでして、一番要望が多かったのが除却の補助、二番目に多かったのが改修の補助、三番目に多かったのが総合的な相談窓口が欲しいという声でありました。危機管理課でも相談は受けますが、不動産に対するノウハウを持っていませんので、宅建協会坂出地区の方にご協力をいただいて、4月から新規事業ということで2ヶ月に1回無料相談会を実施することとなり、現在、2件の相談予約が入っております。今後も、広報等をしながら進めてまいります。

●会長

今回、宅建協会のお力をいただくことになりましたが、今後は、司法書士会や建築士会にもお力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉会